

収入の計算方法

世帯月収額は、入居する方の1年間の総所得金額を計算し、それから該当する控除金額を差し引いた残りの金額を12で割ったものです。

(1) 計算にあたっての注意事項	
※給与所得の方は申込時の勤務先での収入が計算の対象です。	
計算の対象となる収入の種類	ア 給料、年金等による収入 給料、賞与、残業その他の手当、自己の受けている恩給、年金等で課税対象となるもの。 交通費（非課税分）は含まれません。 イ 事業、日雇等による収入 総所得金額。事業による総売上額、日雇等の日給額から営業に必要な経費を控除した後の額、また利子配当等で課税対象となるもの。
収入から除外されるもの	遺族が受給している恩給及び年金。 生活保護の扶助料、障害年金、退職一時金、雇用保険金、休業補償、傷病手当、仕送りによる収入等。
退職者・休業（休職）者の扱い	復業・復職した月の翌月からの収入によりP2を参照して計算してください。 申込時に既に退職、あるいは休業・休職中である場合は無収入（収入0円）として取扱います。
無収入として扱わない人	未成年者、又は退職を予定している人であっても申込時に勤務している人。 アルバイト・パート等であっても申込み時に収入のある人。
2人以上に収入があるとき	入居する方全員（婚約者も含む）の所得金額を個別に算出して合算します。
遠隔地扶養	所得税法に基づいた扶養家族をいい、単に仕送りをしているというだけでは該当しません。

(2) 各控除の内容及び控除額について				
※世帯の所得金額から申込世帯に当てはまる方がいる場合に次の控除額を差し引いてください				
符号	控除の種類	控除を受けられる人	控除額	備考
1	親族控除	申込者本人を除く入居しようとする親族で同居及び同居しようとする人、ならびに所得税法上遠隔地扶養の対象になっている人。（出産予定の子は含みません）。	1人につき 年 380,000 円	
2	老人控除 対象配偶者	所得税法上の控除対象配偶者のうち、年齢満 70 歳以上の人。	1人につき 年 100,000 円	
3	老人扶養 控除	所得税法上の扶養家族のうち、年齢満 70 歳以上の人。		
4	特定扶養 親族控除	所得税法上の扶養家族のうち、年齢満 16 歳以上満 23 歳未満の人。（配偶者は除きます）	1人につき 年 250,000 円	
5	ひとり親 控除	申込本人又は同居家族で、次の内容全てにあてはまる人 (1) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいない。 (2) 総所得が 48 万円以下の生計を一にする子があり、合計所得金額が 500 万円以下である。	1人につき 年 350,000 円 以下	該当する人に所得のあるときに限り控除できます。ただし、その所得が控除額未満（35 万円未満・寡婦控除は 27 万円未満）の場合は、その所得額のみ控除。
6	寡婦控除	ひとり親控除に該当せず、次のいずれかに該当する人。 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は、対象となりません。 (1) 夫と離婚後、婚姻していない人で扶養親族があり、合計所得が 500 万円以下である。 (2) 夫と死別後婚姻していない人で、合計所得が 500 万円以下である。	1人につき 年 270,000 円 以下	
7	障害者控除	次の(1)～(9)のいずれかに当てはまる人 (1) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人。これに該当する人はすべて特別障害者となります。 (2) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医から知的障害者と判断された方。このうち重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者となります。 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人。このうち障害等級が1級の人、特別障害者になります。 (4) 精神上に障害がある人で、厚生労働大臣又は都道府県知事からその障害の程度が国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表第一に定める障害の状態と同程度の状態にある旨を証する書類の交付を受けている人。このうち国民年金法施行令別表に定める1級の障害の状態と同程度の状態にある旨を証する書類の交付を受けている人は特別障害者になります。 (5) 身体障害者手帳に、身体上の障害がある者として記載されている人。このうち1級又は2級の人、特別障害者となります。 (6) 戦傷病者特別援護法の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている人。このうち障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの人は、特別障害者になります。 (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による厚生労働大臣の認定を受けている人。これに該当する人は、すべて特別障害者になります。 (8) 常に就床を要し複雑な介護を要する人。これに該当する人は、すべて特別障害者となります。 (9) 精神又は身体に障害のある年齢 65 歳以上で、その障害の程度が上記の(1)、(2)又は(5)と同程度であることの市町村長や福祉保健センター長の認定を受けている人。このうち(1)、(2)又は(5)に掲げた特別障害者と同程度の障害のある人として市町村長や福祉保健センター長の認定を受けている人は、特別障害者になります。	1人につき 年 270,000 円	8の特別障害者控除を受ける人は、7の障害者控除を重複して受けることはできません。
8	特別障害者 控除		1人につき 年 400,000 円	

収入の計算方法（続き）

1～4の順にしたがって計算していきますと4で世帯月収額がわかります。

1 年間総収入金額あるいは年間総所得金額を次の表により確認してください。

勤務、事業等の状態が次の表の区分番号1～9のいずれかに当てはまるのか判断し、年間総収入金額あるいは年間総所得金額を確認してから順序に従い、計算を進めてください。また、年金受給者の方で年金以外に収入のある方は個別に所得額を算出し合算してください。

収入の種類	区分番号	あなたの勤務、事業、日雇等の状態	計算対象となる期間および金額
年金受給の方	1	遺族年金、障害年金等法律により非課税とされているもの。	非課税のため所得の対象にはなりません。
	2	国民年金、厚生年金、共済年金等	前年1月1日から前年12月31日までの年金額（源泉徴収票の支払金額）（前年分源泉徴収票又は改定通知書）

給与所得の方	3	現在の勤務先に前年1月1日以前に就職し、引き続き現在（申込時）まで勤務しているとき。	前年分源泉徴収（前年1月1日から前年12月31日まで）の給与所得控除後の金額
	4	現在の勤務先に前年1月2日以降に就職し、現在までに1年以上たっているとき。	勤務した月の翌月から1年間の年間総収入金額
	5	現在の勤務先に就職し、現在までに1年にならないとき。	勤務した翌月から申込前月までの総収入金額から算出される推定年間総収入金額 $\left(\begin{array}{l} \text{勤務した月の翌月～申込前月} \\ \text{までの総収入、ただし賞与を除く} \end{array} \right) \times 12$ （上記期間の月数） + $\left(\begin{array}{l} \text{その間に支給} \\ \text{された賞与} \end{array} \right) = \text{推定年間総収入金額}$
	6	現在の勤務先に就職してからまだ1か月分の給与を支給されていないとき。	固定給（毎月決まって支払われるもの） $\times 12$ で算出される推定年間総収入金額

事業所得の方	7	前年1月1日以前から現在まで同じ事業をしているとき。	前年分確定申告書（控）（前年1月1日から前年12月31日まで）の総所得金額。
	8	前年1月2日以後に事業を始め、現在までに1年以上たっているとき。	事業を始めた月の翌月から1年間の総所得金額
	9	事業を始め、現在までに1年にならないとき。	事業を始めた月の翌月から申込前月までの総所得金額から算出される推定年間総所得金額 ※資料を持参して額の認定を受けてください。 $\left(\begin{array}{l} \text{事業を始めた月の翌月～申込前月までの} \\ \text{総売上げ額－営業に必要な経費} \end{array} \right) \times 12$ （上記期間の月数） = 推定年間総所得金額

4に記入

1,628,000円以下の方は
端数整理しないで2へ進む

端数処理	
総収入金額	= <input type="text"/>
4,000	(小数点以下切の捨て)
<input type="text"/>	端数整理後の金額
<input type="text"/>	$\times 4,000 =$ <input type="text"/>
例	
2,979,369	= 744 (744.84225)
4,000	
744	$\times 4,000 =$ 2,976,000

6,600,000円以上の方は
端数整理しないで2へ進む

4に記入

2 年間総収入金額から所得金額を計算してください 1の収入の種類の区分番号2、4～6に当てはまる方。

1 年金受給の方

受給者年齢	公的年金等の収入の合計額	年間所得金額の計算式	所得金額
65歳以上の方	～1,100,000円	0円とする	0円とする
	1,100,001円～3,299,999円	年金の金額 - 1,100,000円	年間所得金額 - 最大100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	年金の金額 $\times 0.75$ - 275,000円	年間所得金額 - 100,000円
	4,100,000円～7,699,999円	年金の金額 $\times 0.85$ - 685,000円	年間所得金額 - 100,000円
	7,700,000円～9,999,999円	年金の金額 $\times 0.95$ - 1,455,000円	年間所得金額 - 100,000円
65歳未満の方	～600,000円	0円とする	0円とする
	600,001円～1,299,999円	年金の金額 - 600,000円	年間所得金額 - 最大100,000円
	1,300,000円～4,099,999円	年金の金額 $\times 0.75$ - 275,000円	年間所得金額 - 100,000円
	4,100,000円～7,699,999円	年金の金額 $\times 0.85$ - 685,000円	年間所得金額 - 100,000円
	7,700,000円～9,999,999円	年金の金額 $\times 0.95$ - 1,455,000円	年間所得金額 - 100,000円

上記計算式により算出した所得金額 円

2 給与所得の方（端数整理後の金額）

年間総収入金額	年間所得金額の計算式	所得金額
0円～550,999円	0円とする	0円とする
551,000円～1,618,999円	総収入額 - 550,000円	年間所得金額 - 最大100,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円とする	年間所得金額 - 100,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円とする	年間所得金額 - 100,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円とする	年間所得金額 - 100,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円とする	年間所得金額 - 100,000円
1,628,000円～1,799,999円	総収入金額 $\times 0.6$ + 100,000	年間所得金額 - 100,000円
1,800,000円～3,599,999円	総収入金額 $\times 0.7$ - 80,000円	年間所得金額 - 100,000円
3,600,000円～6,599,999円	総収入金額 $\times 0.8$ - 440,000円	年間所得金額 - 100,000円
6,600,000円～8,499,999円	総収入金額 $\times 0.9$ - 1,100,000円	年間所得金額 - 100,000円
8,500,000円～	総収入金額 - 1,950,000円	年間所得金額 - 100,000円

上記計算式により算出した所得金額 円

4 世帯の月収額の計算方法

本人の所得金額	+	家族の所得金額	-	控除額の合計	=	<input type="text"/>	÷ 12	→	世帯の月収額
---------	---	---------	---	--------	---	----------------------	------	---	--------

世帯の月収額が158,000円以下であれば補助対象となります。なお、補助額は収入区分によって異なります。

3 控除金額を計算してください。 P1の計算方法の(2)各控除の内容及び控除額について参照し、世帯の状態にあわせて当てはまるものを計算してください。

控除の種類	控除の内容及び金額
1 親族控除	入居しようとしている親族（本人を除く）及び遠隔地扶養家族 $380,000円 \times \text{人} = \text{円}$
2 老人控除対象配偶者	控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の老人控除対象配偶者がいるとき $100,000円 \times \text{人} = \text{円}$
3 老人扶養控除	扶養親族のうち、年齢70歳以上の老人扶養親族がいるとき $100,000円 \times \text{人} = \text{円}$
4 特定扶養親族控除	扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の人がいるとき $250,000円 \times \text{人} = \text{円}$
5 ひとり親控除	※ただし、その所得が35万円未満の場合は、その所得額のみ控除 $350,000円 \times \text{人} = \text{円}$
6 寡婦控除	※ただし、その所得が27万円未満の場合は、その所得額のみ控除 $270,000円 \times \text{人} = \text{円}$
7 障害者控除	障害者がいるとき $270,000円 \times \text{人} = \text{円}$
8 特別障害者控除	特別障害者がいるとき $400,000円 \times \text{人} = \text{円}$

該当する控除金額	親族控除金額1	2～8の合計	控除金額合計
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>